

雫石町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務
 公募型プロポーザル評価項目及び評価基準

1 審査委員評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	配点 (最低基準点)	満足	やや満足	普通	やや不十分	不十分	評価点
			× 1.0	× 0.8	× 0.5	× 0.3	× 0	
業務遂行力	過去の業務実績、管理技術者の同種業務の実績	20 (6)	20 (3件)	16 (2件+α)	10 (1件+α, 2件)	6 (1件)	0 (0件)	
	事業実施体制等	20 (6)	20	16	10	6	0	
経費	経費積算書 (全提案者中の最低見積金額/提案者の見積金額) × 配点 ※小数点以下切捨て	20 (6)	左記評価基準による					
企画提案力	実施方針 (全体評価)	15 (4.5)	15	12	7.5	4.5	0	
	理解度	15 (4.5)	15	12	7.5	4.5	0	
	現状把握 課題解決	10 (3)	10	8	5	3	0	
	発想力	20 (6)	20	16	10	6	0	
	地域への対応	15 (4.5)	15	12	7.5	4.5	0	
	再生可能エネルギーの導入目標	15 (4.5)	15	12	7.5	4.5	0	
	実現性	10 (3)	10	8	5	3	0	
取組姿勢	取組意欲	20 (6)	20	16	10	6	0	
	信頼性	20 (6)	20	16	10	6	0	
	配点合計	200 (60)	合計					

2 評価方法について

- (1) 各審査委員は、提出された企画提案書の内容やプレゼンテーションでの説明、質疑応答から上記の評価項目及び評価基準に基づき、提案者ごとに点数評価を行う。
- (2) 過去の業務実績、管理技術者の同種業務の実績及び経費積算書については、書類により点数評価を行うため、審査委員による点数評価は行わない。
- (3) 各委員の評価点を合算した値（合計評価点）が最も高い提案者を契約予定者として特定する。ただし、合計評価点と同点の場合は、企画提案力に関する評価項目において各委員の評価点を合算した値が高い提案者を契約予定者とする。
- (4) 提案者が1者のみの場合、最低基準点を設けた評価項目において各委員の評価点の平均点が最低基準点以上であれば、当該提案者を契約予定者とする。